

○埴町雇用拡大奨励補助金交付要綱

(平成 24 年 1 月 16 日告示第 5 号)

改正 平成 29 年 2 月 17 日告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 町は、厳しい雇用情勢に対応し、地域の産業を支える人材を地域で育成することにより将来にわたる産業の担い手づくりを行うため、新規高卒者等の雇用機会の拡大と若者の定住促進を図ることを目的とし、新規高卒者等を正社員として雇用する事業主に対して、埴町補助金等交付の一般基準に関する規則(平成 17 年埴町規則第 14 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規高卒者等 雇用される年の 3 月に学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)及び同法第 124 条に規定する専修学校を卒業した者(雇用される年の前年の 3 月に卒業予定であった者で、単位の未取得等により同年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に卒業した者を含む。)及び卒業から 3 年以内の者をいう。
- (2) 事業主 営利を目的とする事業を営み、町内に事業所(本社、支社又は営業所等)を有する者をいう。
- (3) 正社員 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者で、かつ、雇用期間の限定がなく事業主に正規の雇用で雇われた従業員のうち、事業所の所定労働時間を通じて常勤する者をいう。

(交付の対象)

第 3 条 補助金交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、埴町在住者及び福島県立埴工業高等学校卒業生である新規高卒者等を正社員として 6 箇月以上雇用した埴町税の滞納がない事業主とする。

2 交付要件を満たした新規高卒者等の適用は 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 4 条 町長は事業主に対し、その雇用する新規高卒者等 1 人につき次の表のとおり予算の範囲内において補助金を交付する。

| 区分 | 埴町在住者 | 福島県立埴工業 高等学校卒業生 (町外在住者) |
|-----------|-----------|-------------------------------|
| 新規高卒者等 | 300,000 円 | 200,000 円 |
| 卒業後 3 年以内 | 300,000 円 | 100,000 円 |

(交付の申請)

第5条 事業主は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、新規学卒者等を雇用した日の翌日から起算して6箇月を経過した日から3箇月を経過する日までの間に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の登記事項証明書の写し
- (2) 雇用した新規高卒者等に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 卒業証明書等の写し等雇用した者が新規高卒者等であることを証明する書類
- (4) 新規高卒者等の住民票の写し
- (5) 事業主が町税の滞納がないことがわかる証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業等実績報告書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 新規高卒者等を雇用したことを証明する書類
- (2) 新規高卒者等の住民票の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(請求)

第7条 補助金の確定通知を受けた事業者は、補助金等交付請求書(様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成29年2月17日告示第8号)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の埴町雇用拡大奨励補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以降に補助金等交付申請書を提出した事業主について適用し、平成29年3月31日以前に補助金等交付申請書を提出した事業主については、なお従前の例による。